

指定管理者制度

平成15年9月に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理方法が「管理委託制度」から「指定管理者制度」に変更されました。本市では平成17年9月を目途に、一部移行の準備を進めています。

制度変更のポイントは、従来財団や公社に限定されてきた公の施設の管理委託が、民間事業者やNPO法人にも広げられた点にあります。このことによって、市民サービスの向上と低料金を化を図ることが目的です。

ご承知の通り、本市は合併により旧十か市町村の保有していた施設を引き継ぎましたが、市民サービスの向上・経費節減の点から見ますと無用・不要・重複や効果・効率性の乏しい施設

が数多くあります。

公の施設は市民の福祉の増進を目的として利用されるものですから、必ずしも管理・運営において費用対効果や利益にこだわるべきではありません。必要だが市場性がないから行政責任のもとに設置・運営・委託・費用負担もしてきたのです。

したがって、全ての公の施設が指定管理者制度に移行するわけではありません。施設の処分・売却・譲渡、更には直営か指定管理かの選別がなされることになります。この精査を経て、民間事業者の能力やノウハウを活用することで無駄が省け、市民の多様なニーズに応えられると判断される場合に指定管理者になれるのです。

問題は、民間事業者が儲けも無く、採算が合わない施設を引き受

けるはずがないということです。

従来の管理委託は、行政が委託料を払って管理を任せてきました。直営よりは経費を低くするためです。指定管理者制度はこの委託料をより低く抑えるために

民間参入の幅を広げただけというのが内実なのです。だから、指定管理者になろうとする民間事業者は当然

の如く、行政からどの程度のお金が出るかを計算する筈です。指定管理者制度を



指定管理者候補に載った「おぎの湯」

環境基本条例

めぐって、行政と民間とが談合めいた駆け引きをするという事態も懸念されます。議会としては、制度的には指定管理者の決定にかか

わるだけですが、一歩踏み込んで制度の運用過程にも十分注意し、監視機能を発揮する必要があるそうです。

(田中記)

平成17年第1回佐渡市議会定例会において、佐渡市

環境基本条例が可決された。

この佐渡市環境基本条例は先の定例会で上程され、厚生

常任委員会に付託、継続

審査となっていたものであ

る。継続審査の理由は、同

常任委員会では環境条例の

制定自体は肯定するが、そ

の附則と目的に不備がある

ことを指摘したためである。

この佐渡市環境基本条例

の概要は、人とトキが共に

生きる島づくりを目指し、

て基本理念を定め、並びに

市・事業者及び市民の責務

を明らかにし、将来にわた

り市民が健康で文化的な生

活の確保に寄与することを

目的としている。

また、地球規模の環境問

題を背景に、トキの野生復

帰を環境の保全及び再生に

おける象徴的なものとして

位置づけながら、環境の保

全及び再生について総合的、

計画的に展開していくもの

である。この条例の施行後、

市民による環境ワークショ

ップが開かれ、佐渡市の環

境の保全及び再生に関する

指針となる環境基本計画が

策定される。

(稲辺記)